

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



今月は、遺産分割に関する相談です。相続人間だけで話がまとまれば何も問題ないのですが、中には協議に応じてくれない相続人も……。遺産分割は相続人「全員」の合意が必要だから、協力してくれない相続人がいたら解決する方法はないのかなあ……。

Q 3年前に母が亡くなりました。相続人は私と弟と妹の三人です。遺産分割の手続を進めたいのですが、弟がずぼらな性格のため、話し合いに応じてくれません。そのため、母名義の預金を引き出すことができない状態です。どのようにすれば遺産分割をまとめることができるのでしょうか。

A 家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てるのがよいでしょう。弟さんが調停に出席しなくても審判等により解決する場合があります。なお、くれぐれも遺産分割調停を「遺産の分捕り合戦の場」とせず、相続人間でできる限り合意形成を図るとよいでしょう。

<解説>

1 遺産分割調停とは

遺産分割について相続人間に協議が調わないときや協議をすることができないときは、各相続人は家庭裁判所に遺産分割調停（以下、「調停」という）を申し立てることができます。調停とは当事者の合意の成立を目指す手続を言います。具体的には、相続人らがお互いの意見を交換し、意見を一致させるよう調停は進められていきます。家庭裁判所は、その作業に協力し、合意を重ねていくことができる場所を提供し、支えていくこととなります。

2 調停で合意に至らなかったら？

では、当事者間に合意の成立する見込みがない場合、調停はどうなるのでしょうか。

このような場合、家庭裁判所は「調停に代わる審判」をすることができます。これは、わずかな意見の相違により調停が成立しない場合や当事者が手続追行の意欲を失っている場合に、家庭裁判所が、調停事件記録に基づき合理的かつ具体的な解決案を示すことです。相談例においても、仮に弟が調停に出席せず、家庭裁判所調査官による出頭勧告や意向調査にも応じないため調停が成立しなくても、相談者と妹の間では合意ができ、かつ、その合意内容が相当であると認められる場合には、調停に代わる審判をすることができます。

調停は「話し合い」というイメージなんだね。話し合いなら、かしこまらずに利用できそうだね。



出頭勧告・意向調査の説明は、裏面を見てね！

また、家庭裁判所は調停不成立として事件を終了させることもできます。調停不成立により終了すると、申立人等の特段の行為なくして遺産分割審判（以下、「審判」という）へ移行します。

3 遺産分割審判とは

審判とは、当事者の申立てに対して家庭裁判所が判断をする裁判をいいます。したがって、家庭裁判所が当事者の陳述を聴取したり（これを「審問」といいます）、証拠調べを行ったりして、事実関係を解明していきます。そして、裁判をするのに熟したときは、審理を終結して審判をすることになります。

4 まとめ

以上が遺産分割事件の大まかな流れとなります。遺産分割事件の平均的な審理期間は短縮化しており、平成29年度のデータでは、全体の約65%が1年以内に終局しております。当事者だけで解決できない場合は、思い切って裁判所を利用する方法が、かえって早期に合意によって解決することも少なくありません。さらに詳しいことを知りたい方は、お近くの司法書士に相談するとよいでしょう。

出頭勧告・意向調査について

…当事者間の感情的な対立や病気等の理由により、一部の当事者が調停の場に出頭しない場合があります。

このような場合に、家庭裁判所調査官が、欠席した当事者に次回期日への出頭を促したり、遺産の分け方に関する意向をうかがったりすることがあります。

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない
- 親族が認知症で困っている
- 新しく会社を設立したい
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はもうしたらいいのかわからない
- お金のトラブルで困っている
- ・・・など

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は **不要** です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は
 - 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …（月）～（金）14時～17時
 - 〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター…毎週（木）14時～17時
 - 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎週（火）14時～17時
 - 〈下田会場〉 下田商工会議所 …毎月第3（金）13時～16時
 - 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月第1（水）13時～16時
 - 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月第1（水）13時～16時

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。